

# 土方苑子教授主要著作解題

—— 研究の歩みと方法論に着目して ——

池田雅則・小野方資・加島大輔・小林正泰・吉田昌弘

## はじめに

土方の研究方法論に関わる特徴として、史料という事実から出発する発想を持っていることが挙げられよう。これは、研究に史料を用いる必要からその史料を究明するという意味ではなく、個々の研究の問題自体を史料という事実から出発させるということであり、個々の研究を行うにあたって自覚的にそのようなプロセスをとるようになっていくところが教育史研究者としての特徴の一つではないかと思われる。

いつごろからそのように発想するようになったのか、土方自身の整理 (58)<sup>1)</sup>によれば、東松山市史編纂への参加で地域史の研究手法にふれたこと、「国定教科書批判論の系譜——大隈首相の『国定打破論』をめぐって——」(15)での体験、などが大きく影響したとされる。いずれにしても、この発想は、少なくとも我々が接しうる時点では、土方の研究体験に強く裏付けられながら、一種の技能として、かつ自覚されたものとして、土方の中に深く構築されていたもののように思われる。

もっとも、そうは言うものの、予め何の関心も持たず史料に向かえばよいという意味ではない。土方も以下のように述べている。

・・・新しい理論、新しい歴史解釈の論理は、頭の中でひねり出すのではなく、史料が示す事実の論理構造を発見することで生み出される。史料は事実の痕跡であり、歴史的事実は自分のちっぽけな知識の範囲を越えたまだ認識されてない論理構造をもって、その構造を認識、発見することによって理論は生まれあるいは修正される。そういう方法的な自覚をもった。この方法においては、次のような意味で「理論」が必要である。まずこの仮説検証の研究は、史料に疑問を持つところから始まる。つまり

常識、通説を知らなければここにこんな史料があるのはおかしいという疑問はうまれない。(58:177頁)

本研究室着任後には、上記のような研究方法論が指導にも強く表れていた。

土方が本研究室に着任して最初の大学院ゼミで「資料マップの作成」を行うという課題を出し、その後『文部省例規類纂』等という史料の分析に進んだという事実<sup>2)</sup>、後に各種学校の研究へとつながるゼミでも、最初に東京都公文書館所蔵文書が示されることからスタートした、という事実<sup>3)</sup>、そしてこれら共同研究を行うにあたって、対象の理論的な意味づけを学生に自ら与えることを好まなかったという指導方針は、このような研究方法論にも基づくものであっただろう。もっとも、これらとは別に、個人の論文草稿等に対して論理的な面で厳しい指導が行われたことも事実である。

研究方法にとどまらず、土方が抱いた初発の研究関心と、また、さまざまな研究の機会や史料と出会う中でそれがより固まり、発展してゆく様子は、以下の個別業績の解題で述べることにする。

(吉田昌弘)

## 1. 初期の研究

土方は博士課程に進学した1970年より論文を発表し、研究者としての第一歩を踏み出した。ここでは、研究者生活の初期にあたる1970年代の研究を主として紹介したい。

1974年に入所した国立教育研究所教育史料調査室での業績を除くと、この時期の研究テーマは以下の三点に要約されよう。

### 1) 新教育運動研究

## 2) 小学校・地域社会・国家の関係史研究

### 3) 「自由民権運動と教育」研究

そして、これら三点の研究テーマを具体的に見ていけば、それぞれに現在につながる土方の研究姿勢が萌芽的にみられる。なお、1970年代半ばからは後述する東松山市史編さんのためのフィールドワークにも参加を始めているが、その業績が表れるのは1980年代になってからであった。

## 1) 新教育運動研究

新教育運動研究として公刊された論文に「大正期「新学校」における形態」(2)がある。本研究は、雑誌『教育』上の特集「学級づくり」の一節である「「学級」の探求」の一項を占めた論考である。他の論考では、佐藤秀夫は明治期における「等級」制からの「学級」制の成立について(「明治期の「学級」成立過程」)、土屋基規は労農少年団について(「新しい教育形態の労農少年団」)、磯田一雄はホームルームについて(「ホームルーム」)、碓井岑夫と小林正洋は戦後の教育実践について(「戦後教育実践記録の検討」)、それぞれ取り上げている。

ここで土方は佐藤の論考に続いて、大正期の「新学校」における新たな学級づくり、およびそれへの教育者の期待について分析した。土方は、従来主に研究対象となってきた私立学校における実践よりもむしろ、公立学校(及川平治と木下竹治)における実践を中心に上げ考察している。第一次新教育運動での基本的な特質は、それまで支配的であったヘルバルト教授法への批判にあり、そこでの学級づくりは、個性尊重のための個別化を提唱する傾向にあった。しかしながら土方が注目した公立学校においては、私立学校のような徹底した個別化を図ることができず、多様な性格を持った多人数により構成され、壊すことができない「学級」という現実を前提として、改造が試みられなければならなかった。そうした状況にあって及川や木下は、個性尊重・個性化を提唱しつつも公立学校の現実から受け入れざるを得ない「学級」(分団・全級)について、当時の「自治」観——「自らを自らで始末するという個人的方向と斯やうな自治者が、共同生活をして他の指導をまたず、自治的に協力してゆくという団体的方向が備はらなければならぬ」——に照らし、ヘルバルト教授法では欠いていた訓育を最も有効たらしめる集団として「学級」を積極的に位置づけなおした。

そしてこの訓育集団としての「学級」観は、「統一体としての学校」観にも拡大されていくのである。

さて、本論文での公立新学校への注目は修士論文「大正期公立学校における授業の改造に関する一考察——第一次教育運動をてがかりに——」(1)以来の関心であった。修士論文執筆時の土方には「学校教育の何によって、日本人は形成されてきたのであろうか」という関心があった。それゆえ土方は、理念上よりラディカルな実践がなされたが、特殊な事例の域を超えなかった私立学校よりも、「外ならぬ日本人の多数が教育されるどころの」公立学校に関心が向いたようだ<sup>4)</sup>。この多数の目立たない人々への教育実践について、むしろ積極的に取り上げていくという研究姿勢は、ほぼ総ての子どもが卒業まで小学校教育を受けるようになった時期を探る就学実態研究や、教育雑誌に投稿された多くの教師たちの教育実践報告の変化に着目する研究にもつながっていくものであるといえよう。

## 2) 小学校・地域社会・国家の関係史研究

この関心による研究には「地域教育史研究ノート(一)——神奈川県津久井郡旧青根村調査報告——」における、「第四章 青根小学校史の提起する二、三の問題」(3)が挙げられる。本研究は、当時教育学部助手であった楠原彰、院生の片桐芳雄、碓井岑夫、上野浩道、大淀昇一との共同研究の成果報告のうちの1章であった。この共同研究は、強い国家的要請により進められた日本の近代公教育の特質に規定され、従来の教育史研究が制度政策史に多数を占められてきた点を問題視したものである。そして、教育の主体は国民であり国民の手をくぐらない政策の実践具体化はありえないという認識に立ち、地域に固有の規定要因(文化伝統、教育慣行、社会経済的な利害)に注目し、それと国家意思が相互に矛盾・対立し、浸透・吸収しあう関係にあったことを歴史的に検討すること——「地域」教育史——から、天皇制教育体制確立に関する新たな理論仮説の構築を試みたのであった。

研究メンバーは1971年6月より神奈川県北部山間部の旧津久井郡青根村役場(現相模原市青根出張所)所蔵の役所文書を中心に調査し、主に青根小学校の歴史を紐解きながら「地域」からの教育史構築を試みた。土方が担当した第四章は、明治初頭から明治30年代までの郡、村、小学校についての史料を根拠

として、天皇制教育の確立という教育史上重要な問題に、発掘された地域の史料を位置づけるという大変重要な部分であった。

土方は、設立当初の青根小学校をはじめ多くの学校が、外的諸条件の貧困のために政府の期待する教育が貫徹されないことを問題とされていることに着目する。そして、小学校に中央の制度・教育内容上において確立した「天皇制教育体制」が貫徹するようになる前提条件としての物的外的諸条件の安定に着目した。そして、物的外的諸条件安定の画期の一例として学校財政の変化が着目された。すなわち、明治20年代前半までは自然村（村落共同体）において維持されていた小学校が、明治20年代後半になると町村制により確立した行政村において維持されることになった。この変化は、維持主体の安定に伴う小学校の安定化であると同時に、小学校が国家支配の末端に位置づけられる——「天皇制教育体制」貫徹の前提条件が整った——ことを意味した。

小学校が自然村（村落共同体）のものから行政村のものになるという画期をもって、地域における「天皇制教育体制」確立の画期と看做す視点は、『明治前期町村と小学校の関係の歴史』（10）や、『近代日本の学校と地域社会』（45）第一章および第二章につながる発想のルーツを探る上でも興味深い。また本論文で示された、発掘された史料に基づいて新たな仮説を提起するという研究方法は、当時はまだ本人自身その方法に確信を得ていたわけではないが、その後土方が自らの研究方法を確立させていく上で重要な経験になったと考えられる。

### 3) 「自由民権運動と教育」研究

この関心にしたがった土方の研究には、以下のものが挙げられる。

「岩手県における自由民権運動と教育——求我社の運動における教育の位置と教育要求——」（4）

「自由民権運動と教育」における「2 自由民権運動と啓蒙思想」（5）

『明治十三年七月 珠洲鳳至教育協議会日誌——解説と資料——』（6）

「自由民権運動における教育論の一考察——千葉県を例に——」（8）

「千葉県における自由民権運動と教育」（17）

これら一連の研究は、当時国民教育研究所の所員であった坂元忠芳を中心に1970年度に結成された、

国民教育研究所「自由民権運動と教育」研究会における研究を通して結実した成果である。当研究会の総括的な成果は『自由民権運動と教育』（17）として1984年に発行されたが、主要な研究は1970年代には終了している。この10年にも及ぶ当研究会での共同研究は、1970年代の土方の研究活動の大きな部分を占めていよう。当研究会のメンバーは、坂元忠芳（代表）、稲垣忠彦、片桐芳雄、黒崎勲、小林洋文、田嶋一、中野新之祐、土方であった。研究会では、24もの府県で調査をし、100回以上に及ぶ会合では、研究方法論や研究視角等について活発な議論がなされたという（17：刊行にあたって、379）。坂元が執筆した『自由民権運動と教育』の総論を参照されれば、研究会での活発な議論——時には方法論上の対立もあったと推察される——の様子が窺えよう。

土方の研究への姿勢は「政治史経済史研究において「ブルジョア民主主義革命運動」とする規定が一つの定説であるからといってそこでの教育論にも同様な性格があると予め規定することはできない」（17：13頁）という記述に示される。すなわち民権家の教育論を評価するにあたり、他領域での規定を安易に敷衍して評価するのではなく、他領域での規定から一度距離を置いて、発掘された史料という事実から研究の関心を改めて問い直すという研究姿勢である。そして土方は、民権家の教育重視の主張や、教育の「自由」や「自治」の要求がどのような文脈でなされたのかを史料に基づき明らかにすることで、民権家の教育論に対して評価を下していった。

土方は当時の通念としての「任地主義」的な考えが、教育論をも強く規定していたことを明らかにした。すなわち教育論上における「自由」の主張の大半は、教則を土地民情に応じたものに「自由」化するという学制末期以来の「任地主義」の展開の延長で主張された限りでの「自由」であり、基本的人権などの権利意識には直結しない文脈でなされていたのであった。また「自治」の主張の多くも、費用負担上における町村の「自治」論の延長で主張されたものであり——すなわち町村財政窮乏に端を発する町村制実施に抗する論理を持たない——、いわゆる「教育の自治」論とは異なる文脈でなされていた（8：20-21頁、17：97-100頁）。ただし、教則の編制権や学校運営の担い手としての教員の評価をめぐる論争の一部には、「任地主義」の枠に収まらないような、権利意識につながる萌芽的な教育論も存在して

いたことも同時に指摘している（4：183頁）。

加えて土方が、この時期の教育論を判断するに当たり注意すべき点として、啓蒙的教育論と民権的教育論を教育思想上において区別することを挙げている。すなわち、両者とも西欧の近代思想に根をもち教育の必要性と近代化を訴えるが、民権的教育論が「教育を専制的権力からとり戻すものに発展させられている点」において啓蒙的教育論と区別ができるという指標を示している（5：13頁）。

1970年代の権利意識に適合的な民権的教育論の発掘という政治運動上の要請に基づいて開始された当研究会での一連の研究は、当初の目的を超え最終的には自由民権家の教育論を天皇制教育体制成立過程に位置づけるという学術研究上における大きな業績にまで結実していった。

（池田雅則）

## 2. 二つの系の問題意識＝学校教育の実態・就学の実態、そして方法論とが明らかになる時期

土方は1980年に入り、二つの系の仕事に着手している。系のひとつは、教育内容に関わる歴史研究である。その際据えられたテーマは「国語」について教育内容・実践であり、教科書行政（特に国定制をめぐる教育界や政治の状況）である。系のもうひとつは、学校への就学の実態を史料に基づき明らかにすることである。

また土方は教育史の方法について「国定教科書批判論の系譜—大隈首相の『国定打破論』をめぐって」（15）を書き、確信を得たと述懐している。この方法とはつまり「断片をふくむ多数の史料を集め、読み、整理するという長い繰り返しの時間」が「実証研究の核心」であること。この上で「史料＝点をもとに事実＝線や面を構想し、事実の輪郭を仮説として設定」し再び史料調査と整理・読解に臨むことである。そして「新しい試論、新しい歴史解釈の理論は、頭でひねり出すのではなく、史料が示す事実の論理構造を発見することで生み出される」（55：176～177頁）と述べている。

この時期自覚された方法論から編み出された研究が、なにを問題とし、明らかにしてきたのか。二つの系と方法論とを意識しながらトレースを試みた

い。

### 1) 学校教育の実態の系

土方は80年に「小学校国語の内容の歴史的検討」（11）を、81年に「小学校国語（読み方）の授業形態と教科観に関する検討」（12）を著す。これらで土方は、大量の教育雑誌を史料にし、国語教育カリキュラムや国語教科書の時代ごとの特徴と、これらの成立経緯の実証を試みている。

ここで描出されているのは、ひとつには広義の教育における“制度”＝国語教育・カリキュラムである。文献11では1881年の小学校教則綱領、1900年の小学校令にての「国語」科成立、1941年国民学校令でのカリキュラム改定が国語の教育課程における転機であったとされている。併せてもうひとつ、国語教育が実際にどう行われていたのか＝“実態”が明らかにされようとしている。文献（12）では、ヘルバルト主義の影響による定型化を思わせる「国語」教育実践の雑誌記事の変容していった様子が明らかにされている。例えば大正期に入り、子どもの活動に着目した実践が記事に掲載されているなどが見られる。この時期を、土方は国語教育実践における変化の画期との仮説を立てる。

この二つの文献からは、教育における制度の連続と変化と併せ、実態の連続と変化に注目し、更には、制度と実態の関係—双方が関連性を持ちながらも、特に教育の実際の局面では、制度から実態は相対的自律性を持つということ—に注目した上で、何が歴史的な画期なのかを史料を基に描出しようという分析視角も確認できる。

事実の痕跡たる史料を読み、像が結ばれる実態は、研究上の通説からいえば自律性を持つ。教育雑誌記事の研究を進めるうち、大隈重信首相（第二次内閣）による国定教科書制への批判演説を土方は目にする。これは「小学校教科書国定打破号」と銘打たれた1915年1月の『普通教育』に掲載されている。ここから土方は1903年の教科書国定制度が「天皇制国家主義教育」の一つの到達点であるとする通説的見解に疑問を持つに至る。「明治の教科書とりべりズム—教科書の自由採択論をめぐって」（16）にて土方は、1898年「高等教育会議」（初の教育行政諮問会議）による文書と、1902年「学制研究会」による冊子を中心に、教科書の自由採択論の系譜を検討している。土方は高等教育会議による国定教科書批判は、

第一次大隈内閣（尾崎行雄文相）での下に突然現れたのではないとし、ルーツを森有礼文政期、とりわけ伊沢修二の言動と井上毅の文書に見ている。伊沢は免官後に学制研究会を組織し、1894年6月に井上に対し自由採択論を建議している。井上もその頃自由採択論に立つ「小学校教科書検定規則」を残している。このように自由採択論が官民で述べられた背景には教科書（特に天皇制教育体制の根幹に関わっている修身教科書）をめぐる収賄等の醜聞が囁かれる中「教育関係者の醜い姿が衆目にさらされるのが政府、在野を問わず極めて重大な問題」（16：53頁）とされており、この打開策であったと土方は述べる。そして文献（15）では、学制研究会が第一次大隈内閣時に文相の尾崎行雄により設置された高等教育会議の自由採択論や、大隈演説に象徴される大正期の国定教科書批判に影響を与えた一つであったこと明らかにされている。

これらの研究で用いられた史料は「大正期の国定教科書反対論・資料と解説」（14）で読むことができる。これらの研究から得られた学校と権力の像は、土方の以降の研究モチーフや方法を読み解く上で興味深い。

教科書の国家統制は一直線にすすんだのではなく、行政担当者としての合理性をもつ官僚、利潤のためにあらゆる手段を講じる書肆、議会勢力、さらに高次の権力などがそれぞれの論理で動く中でそのときどき迫られた結果であることを示すと思う。権力への絶対性への『信仰』は揺らぐが、このような諸勢力の複合がファシズム期の教科書にいたると考えるほうが現実的で生々しく思われる。（16：53頁）

## 2) 就学実態の系

土方は1984年に『明治低就学率期における小学校の諸活動』（23）を著す。これは「天皇制公教育成立の問題を小学校教育の実態として把握する傾向はきわめて希薄」という問題意識に基づき「天皇制公教育は法制にとどまらず国民の教育のあり方の問題なのであり、（中略）小学校の実態に即して天皇制公教育をとらえ直す」ことを目的としている。推測の域を出ないが、土方は教育雑誌を元にした国定教科書に関する研究を進める中で、絶対的な権力として描かれ、一直線にその道に進んだと描かれる天皇制国家主義教育について、そもそもこれの成り立ち得る

前提を明らかにしなくては、これが成立するメカニズムを説明したことにはならないと考えていたのではなかろうか。このためには「なぜ不就学が減少するのか」が解き明かされなくてはならない。文献（23）で土方は、これの解明のため教育雑誌から不就学者の像、不就学の背景、そしてこの要因の変化を描き出そうとしている。こうして見られた不就学の背景＝事実の論理構造は、必ずしも貧困が理由の重点とはいきれず、むしろ「小学校に就学すべき」という考え方が人々を拘束しうる強さを持っておらず、当時のライフサイクル観（男女により異なる）や職業観や町村の人々の考え方（村落共同体の拘束力）の方が強い影響力を持っており、これが低就学期を形作っていた。

こうして捕捉された就学実態の論理構造から、土方は次に『文部省年報』の「就学率」や、それに関わる研究上の通説へ問いを向け、「『文部省年報』就学率の再検討——学齢児童はどのくらいいたか——」（30）を著す。『文部省年報』上で「就学率」は1909年に98%に登ったとされる。既存の研究ではこの数字が「高く偽られた」ものであると述べられてきた。こう述べる際に先行研究が注目してきたのは就学者数（割られる数）であるが、土方は割る数、すなわち『文部省年報』の学齢児童数に着目する。この数の把握は1920年に至るまで正確さを欠いていた。人口に関する調査・統計の未成熟さ、そして年長女子児童の移動・居所不明という実態が正確性に影響を及ぼしていた。土方はさらにこれらの背後にある実態へ考察を進める。1890年代から上昇を見せる全国就学率を主として押し上げているのは尋常小学校四年間への男子就学者数であること。この就学者には以前未就学であった学齢超過児童が含まれていることを、仮説として土方は述べている。

## 3) 二つの系と方法の外延

学校教育の実態・就学の実態というこの二つの系は、土方の二つの著書にも連続していることが分かる。これら視角と方法が輪郭を帯びたのが、土方の研究の80年代だったのかもしれない。この視角と方法から以下のことも読み取ることができよう。学校教育は現在、我々の前に「当然あるもの・行くべきもの」と現象しているといっている。ただし学校教育は常に安定的・絶対的に存在していた（いる）わけではなく、様々な要素や観念や事件などの、いわ

ば紆余曲折を経て現在まで連続している。80年代の文献を手掛かりにここで追跡しただけでも、学校教育の存立は例えばライフサイクル観、ジェンダー観、職業観や職業の社会構造、政治・制度、地域社会…などの、相互に自律した諸要素の組み合わせによって形作られる教育観・学校観に基づいていた（いる）といえよう。この組み合わせを問いの遡上に載せる、その際に、紆余曲折も当然含んでいる事実の痕跡たる史料を対話の相手にしながら、過去の事実の論理構造とこの変容を発見する。これら論理構造と変容から、安定的に連続してきたと見られがちな学校と教育を捉え返すことは、教育と学校についての actual な課題を意識した上で可能で、それゆえに actual な課題に応えうる——特にこの課題を考える土台や前提として必要となる——取り組みといえるだろう。

（小野方資）

### 3. 二つの地域史研究と問題意識の展開

土方は、大学院博士課程在学中から、前述のように国民教育研究所における研究会など学外での歴史研究に従事した。ここで取り上げる東松山市史編さん事業もまた同時期の研究活動であり、自らが希望して加わった研究集団であった。本節ではそれに加えて、さらにそこでの研究また研究者との関係が取り結んだとあってよい、旧五加村の研究という、二つの地域史研究を主軸として土方の研究関心の一端を紹介する。

#### 1) 東松山市史編纂への参加

埼玉県東松山市史の編さんは、大石嘉一郎、西田美昭ら「そうそうたるメンバーで構成され」た研究者たちによって担われた（45：276頁）。土方は、神奈川県津久井郡田青根村の史料調査を行ってその成果を公表しているが（3）、さらに歴史研究の方法を会得したいと考え、先述のごとく自らの意思で東松山市史の研究集団への参加を申し出たという。その1971年は大学院在学中であり、当初は一大学院生としていわば「手伝い」的に編さん事業に従事した。この編さん事業全体の成果としては『東松山市の歴史』全三巻（18-22、25-28）に結実し、1985年から翌86年にかけて刊行されているが、土方の代表的業

績の一つとしてここでは「市史編さん調査報告」の一つとして刊行された『明治前期町村と小学校の関係の歴史』（10）を挙げておきたい。この研究は、教育法令に照らせば学制期以降、「第二次小学校令」成立までを対象とするが、学校制度、自然村および行政村を含む町村、そして小学校の関係についての議論を共有しているという点において、青根村—東松山市—五加村と、一連の研究関心の流れの経過点を示しているものとして重要であるといえよう<sup>9)</sup>。一般に、五加村の研究が土方の主要業績として挙げられることが多い一方、「市史編さん調査報告」という形で公刊されたこともあってか、この『明治前期町村と小学校の関係の歴史』に対する言及は比較的少ないと思われる。したがって、ここで同書の内容をやや詳しく紹介しておくことにしたい。

まず、同書における土方の問題関心についてである。土方は、「第二次小学校令」という法令がもたらした天皇制公教育体制の「安定」は、教育の質の「安定」につながると論じられていると先行研究を把握する。そのうえで、制度が教育の質をも規定するとの認識に立脚しながら、学制期以降「第二次小学校令」期にいたるめまぐるしい制度改廃の意味（したがって、それは教育の質の転換に及ぶ）を、第一次史料から読み解こうとしている。第一次史料にあたるという方法であるが、これは教育の領域にかかわらず、周囲の全ての史料を読むことにしたという。その中から、具体的には小学校の設置維持形態の変化を、法令、町村、小学校の三者の関係から明らかにしようとしている。

そして、同書ではまず、学制期、教育令期ともに、小学校の設置維持のあり方を規定しているのは自然村たる各町村であることを明らかにした。ここで、土方は、1879（明治12）年および翌年公布の教育令が相反する性格のものと捉えられる教育史学界の通説に対して、異なる視点を紙幅を費やして主張している。つまり、設置維持に関していえば、反対の性格よりはむしろ地方三新法下における連続性を重視すべきであるとしており、このような教育法令を構成する側面が一つではないという視点は、当時の学界にあっては土方独自のものといってもよいであろう。

そして、町村の独自の論理すなわち町村ごとの学校設置という要求を承認しつつも、埼玉県は文部省の施策に結果的に先行する形で、学区内の等科指定

を行うことで近代学校として機能するよう配置したことを示している。

さらに、1884（明治17）年の地方制度改革、具体的には連合戸長役場設置への対応とされてきた学区改正（すなわち学区拡大）は、費用の有効な配分による就学率増大、ひいては近世的な教授では果たせない教育の質への着目の結果であるとする。このことも、同時に施行された戸長の官選制を重視した後の天皇制公教育体制への連続性と捉える従来の学説に、政策者の学校内部への着目という新事実が提出されているといえる。

最後に、土方は、森文相期を経て「第二次小学校令」へと至る時期を、協議費負担から授業料負担、さらに市町村の公費負担へと変化する小学校の経費負担形態に即して論じる。今もって把握しがたい森文相の政策であるが、教育の質への着目という事実から、「町村」と小学校の関係から町村「住民」と小学校の関係へと説を立てる。しかしながら、町村の経済状況の悪化は授業料負担を許さず、市制町村制によって教育が委任された国政事務となるに至り、行政村の公費負担となるわけである。重要なのは、協議費といういわゆる目的税や授業料という住民の目に見える形での費用負担が、一般税による負担になることで、住民の把握から遠ざけられることである。この町村（住民）と小学校の切り離しは同時に、小学校が天皇制公教育の機関たる性格、それにふさわしい教育の質を備える契機ともなったのである。

以上が『明治前期町村と小学校の関係の歴史』の主な内容であるが、同書は自然村が小学校に対する大きな影響力を持ち、その中でも教育の質への着目があったこと、自然村から行政村への移行が地方制度の変化にとどまらない、それが均質化された小学校を創出する契機であったこと、そしてそれが天皇制公教育体制成立の前提であることを主張している。すなわち、地方制度が教育の質をも規定する点において教育に対する重要な意味を持つことが、土方の示した要点といえよう。

天皇制公教育体制の成立を実態において把握しようとした土方は、この東松山市史編さんの過程でもう一つの視点に気づくことになる。行政村の確立、小学校の均質化という「前提」が整ったといえる一方、そこに通う児童があまりに少ないという事実であった。この就学に対する関心についての最初期の

業績が「埼玉県一地域の小学校普及をめぐる問題——大正期の「廃学歩合」——」（29）であった。当時、就学率については『文部省年報』より低い状態にあったと疑われる以上に研究は進展しておらず、土方は東松山市域を主たる対象として仮説的に時期区分を提示した。これが旧五加村研究での就学普及の時期区分の検証へと連なっており、同研究の軸が出揃ったことになる。

## 2) 旧五加村研究

1979年、大石・西田を中心とした経済史、政治史研究者による五加村研究会が組織される。この研究会は、長野県埴科郡旧五加村にほぼ完全な形で残されている村役場文書および区有文書を分析することを目的としていた。上記市史に引き続き、土方は「すでに研究会がスタートしており教育史の分野の人間を加える必然性が大きくはなかったにもかかわらず、途中から」（45：277頁）参加することとなった。同研究会の作業の膨大さは、始めの2年間を全ての文書の目録作成に費やし、また土方が個人で、1リールあたり約700枚撮影のマイクロフィルム約100本に關係文書を収集したという事実からもうかがうことができる<sup>6)</sup>。

五加村研究会に参加した土方は、研究会としての成果『近代日本の行政村』中、第一章の補論として「五加村における近代教育の形成」（38）を執筆、さらに同年9月には、東京大学に『近代日本における学校制度の成立—長野県埴科郡旧五加村における学校制度の定着過程—』（42）を提出し、翌年同論文に対して博士（教育学）学位が交付された。後者は加筆修正のうえ『近代日本の学校と地域社会—村の子どもはどう生きたか』（45）として1994年に東京大学出版会から上梓されている。同書が刊行時点で持った研究史上の位置については、著者自身が詳述しているからそれに譲ることとして、その後の学界の反応にふれておこう。

同書刊行のインパクトは、四つの書評が、教育学分野以外の雑誌にも掲載されたことであらわれている。すなわち雑誌の刊行順に日本教育史研究会『日本教育史研究』14（1995年8月、評者清川郁子）、社会経済史学会『社会経済史学』61（3）（1995年9月、同廣田照幸）、土地制度史学会『土地制度史学』38（2）（1996年1月、同大門正克）、日本史研究会『日本史研究』404（1996年4月、同籠谷次郎）である。特に

大きな成果として評価を受けたのが、周知のように、同村で学齢期を迎えた児童5000人におよぶ悉皆調査とそれに基づく就学形態の変化の精緻な分析、そして1900年代には「就学」率が9割を超えたとする従来の定説を覆す事実の提示であり、いずれの書評もこの点を強調している。したがって、分析結果に対する直接的な異論が提出されるというより、その結果をいかに把握するかが書評の焦点となった。たとえば、就学してから中途退学することなく、卒業まで在籍するという就学形態への変化について、「学歴意識」の用語で捉えたことへの異論（大門、籠谷）、その時期を変化が地域の政治、経済構造に与えた影響までを問題とすべきとの主張（廣田）、また進学が増加と中途退学が同時に進行する時期が日露戦後ではなく第一次世界大戦後と把握すべきとの議論（大門）等が挙げられる。

さて、「常識」ともいえる通説を乗り越えた土方の研究であるが、この新しい事実はその後の研究にどのような影響を与えているのだろうか。書評で土方の時期区分に異論を呈した大門は、土方の成果を踏まえながらも、都市と農村双方を対象として「女子や都市下層社会を含めて初等教育が定着するのは第一次世界大戦後のことであった」とする研究成果を公刊した<sup>7)</sup>。また、近代史研究者である大門<sup>8)</sup>に対して、教育史学、教育学の分野では、提起された時期区分を挙げた概説書として『日本民衆教育史』（羽田貴史執筆部分）が挙げられる。とはいえ、その区分を認識するにとどまらない、さらに事例を蓄積させるような研究が出現しているかといえば、未だそれは進展していないといわざるを得ないであろう。あるいは、従前の「就学率」への通説が散見される場合もある。土方の問題関心は、学校、学歴が人々にとっていかなる意味を持ったのかということにあったわけだが、それが理解されたうえで、「就学」概念を共有した研究が行われ、そしてさらには、そのような就学形態を踏まえながら同時代の周辺の実情を明らかにするような研究が進められることが期待される。

同書は、就学形態の変化にとどまらず、行政村とその学事、そして小学校の確立を、それぞれ相互に作用したものと、初等後教育機関を含めて構造化して描き出している。ほぼ完全な形で残された膨大な地域の史料を読み込むという方法と幅広い歴史認識が、地域史研究から出発した同書を、教育史、

ことに学校教育に関わる歴史的研究を行うにあたって参照せねばならない文献としている。中でも、たとえば初等後教育機関については、法制に捉われず、「村の子ども」からすればいずれも同時に眼前に現れたものとして把握するという視座は、後の各種学校研究にも連なっていくものである。

（加島大輔）

## 4. 都市教育史研究

### 1) 研究の見取り図と都市教育史の位置づけ

前章での紹介にあるように、土方は、青根村における研究以降、東松山市、五加村と共同研究を通じて、農村部における教育の実態を明らかにしてきた。その集大成として、博士論文をまとめた主著『近代日本の学校と地域社会』（45）が位置づけられる。その五加村研究の中で、「日本教育史は結局の所農村教育史ではなかったか考えたことをきっかけとして」（58：184頁）研究関心が都市へとシフトすることになる。そして、『水戸市史』（43,44,53,60）および『東京都教育史』（48-52）の編纂にかかわる過程で、本格的に都市教育史に取り組むこととなった<sup>9)</sup>。研究対象が農村から都市へと移行したことに、以下のように述べている。

五加村では一九一〇年代以降若年人口の流出が大きくなり、そのことが学校制度の確立、学歴意識拡大の基本的な要因となっていく。他方で都市の人口構成は流入者である若年層が大きな比重を占めるようになる。都市と農村では学校の意味に違いがあり、教育制度成立のしかたに違いがあると思った。（中略）近代化の過程においては、都市、農村の変化は一様ではなく、社会との関係で教育の変化をとらえようとすれば両者の違いを自覚しなければならない。また都市固有の側面を明らかにしなければ、農村の変化も説明できない。（58：184頁）

こうした研究上の変化の背景には、「日本の公立小学校を可能な限り『相対化』してとらえる」ことにより、「公立小学校にも色々な形があり得たはずであり、現在のかたちは折々になされてきた選択の重なりの結果と見る」（58：183頁）という学校観、歴史認識がある。そして、「公立小学校を相対化する多様



な学校史が都市にはみられるのではないかと考えるようになった」のである（58：184-185頁）。

土方は農村と都市を股にかけて近代小学校の多様な実態を描くことで、上記のような歴史認識を形成してきたが、その全体像を構造化して素描した論文が「日本における近代小学校」（59）である。土方は学校や地域の史料を読んでいく過程で、「一つの本質を想定した近代小学校像には収まらない小学校の存在を見出」した。その学校像は、制度・政策・言説研究によって描かれてきた、従来の単一的・発展史的な学校像とは異質のものであった。そこで、発展史的な学校観では成立過程や前史としてしか捉えられてこなかった多様な小学校を、一つの「類型」（第二類型）とし、それらの学校が天皇制国家主義教育の場（第一類型）へと「移行」するとした（59：126-127頁）。第二類型の小学校は、農村・都市ともに地域との強いつながりを持ち、国家の教育政策との距離を持つ多様な様相を示していたが、1888年の「市制町村制」、1900年改正の「小学校令」を経て、均質性を特徴とする第一類型へと転換を始める。しかし、就学の実態や学校観は、その後約20年の期間を経て段階的に第一類型へと「移行」し、最終的に第一類型への転換が完了し、すべての国民が一種類の学校に就学する制度が確立するのは、公立の国民学校以外への就学を原則として禁じた、1941年の「国民学校令」であったとまとめている（59：143頁）。

## 2) 都市教育史研究の履歴と概要

都市と農村を横断する上記のような見取り図は、都市教育史研究を継続する中で構想されたものと考えられる。そこで、土方がどのような経緯で都市教育史研究を深めていったのかを、時系列に沿って紹介したい。『水戸市史』のうち近代以降を記述した下巻は（一）から（三）の三巻本に分かれており、それぞれの刊行年は1993、95、98年であった。土方はそのうち、1879（明治12）年教育令から第二次世界大戦後の戦後改革期までの学校教育に関わる箇所を担当した。『水戸市史』とはほぼ同時期に『東京都教育史』の編纂にも参加した。学校教育全般を一人で担当した『水戸市史』とは対照的に、一線の教育史家が集結した『東京都教育史』（1995年）では、1890（明治23）年から1917（大正6）年の初等教育について執筆している。『東京都教育史』では、東京都公文書館所蔵の公文書と雑誌記事を主な史料として、東京

市政の発足と小学校、公立小学校と私立小学校、義務教育年限延長と公立小学校増設問題等の観点より、東京府の初等教育を描いた。『東京都教育史』での執筆は、土方の都市教育史研究のベースとなったと言えよう。その後1996～98年にかけて、『教育学年報』誌上の論文2本（56,58）、紀要論文1本（61）の計3本の論文を経て、著書『東京の近代小学校』（68）へと結実する。

「戦前日本の私立小学校—貧民学校から新学校への転換—」（56）では、私立小学校が明治末に衰退するまで持っていた貧民学校的性格とその後の変化を論じ、新中間層に支持された大正新教育が私立小学校史全体の中でどのように位置づくかを検証した。「都市教育史試論」（58）では、過去の研究経歴や方法論について述べると同時に、東京市小学校教育の概観と理論化を行うことで、『東京の近代小学校』の基礎構造となる部分が示された。そして、「明治前期東京における公立小学校の独立採算的運用」（61）は、明治前期東京の公立小学校が、近世の町政担当者を中心とした地域共同体によって独立採算的に運営され、有産者子弟の教育施設として機能している実態を論証した。同論文は、『東京の近代小学校』の一部をなしており（第二章第二節）、東京市域小学校の、公立小学校—私立小学校—貧民学校という階層に応じた三層構造を論証する上で、核を成す重要な論文である。

以上の研究の蓄積をもとに執筆されたのが2002年刊行の『東京の近代小学校』である。就学率の上昇と1900年改正「小学校令」が指向する制度的画一性を根拠に、近代教育制度＝すべての国民が一種類の学校に行く制度の確立は、1900年頃であるというのが教育史の通説となっている。その説に対し、就学後の中途退学という現象に注目し、就学「実態」における近代教育制度の確立を論じたのが『近代日本の学校と地域社会』であった。『東京の近代小学校』は、こうした前著の課題を都市部において検証する試みである。先行研究では、明治政府が上から作った公立小学校と、寺子屋・私塾が改編された私立小学校との＜対抗＞関係として都市の小学校は理解され、私立小学校は将来的に解消される過渡的な封建遺制として描かれてきた。それに対し同書では、公立小学校は「都市名望家」層の、私立小学校は旧町人層を中心とする中下層「平民」の教育要求に応える、＜階層構造＞として読み解いた。その二層構造

に、従来、制度の「例外」として位置づけられてきた貧民学校を加えることで、東京の近代小学校が社会の階層構造に対応した三層の階層秩序として構成されていたことを明らかにした<sup>10)</sup>。さらに、社会階層に応じた学校システムが実態としてあっただけではなく、為政者側の制度構想としても広く支持されていたことをも指摘する。その後、1907年の「小学校令」改正で代用制度が廃止されることにより中下層向け私立小学校が衰退し、さらに、1926（昭和元）年に特殊尋常小学校が廃止され、1928年「工場労働者最低年齢法」により工場内学校が終焉することで、貧困・労働児童も尋常小学校の教育が受けられるようになった。その時点で、東京市域小学校の三層構造は基本的に解消され、「親の階層にかかわらずすべての子どもが同じ小学校に通う状態」（68：155頁）が成立したと結論づけられている。

『東京の近代小学校』は、近代都市教育史における多くの知見と新たな歴史像を提示したが、いくつかの残された課題があり、その後の研究に引き継がれている。まず、本論の最後（第四章第二節）において十分展開できなかった「小学校ニ類スル各種学校」に関しては、『『府県学事年報』にみる小学校ニ類スル各種学校』（70）としてまとめられ、地域の要求に応じて設置されるその多様性が明らかにされた。次に、都市部における初等後教育の実態である。就学の普及＝大多数の子どもが中退せずに卒業する状態になるためには、就学督責などの上からの施策より、初等後教育機関の整備（学校圏の形成）と学歴意識の拡がり重要であると、土方は指摘している（45：229-232頁）。また、「明治初期に立身出世を目指して東京の中等教育機関、私塾に集まった青年の夢や出身階層と一九二〇年代に講義録で勉強した青年の夢、出身階層はおそらく相当異なっていた」というように（45：231頁）、東京における中等教育機関の変化が、農村部の教育普及にも多大な影響を与えていたと考えられる。しかし、従来の教育史では、都市部において中等教育機関の圧倒的多数を占めていた各種学校に関して、まとまった研究が行なわれていなかった。そうした研究状況を背景に組織されたのが各種学校研究会であり、その成果が「各種学校の研究—東京市を中心に—」（65,67）および『各種学校の歴史的研究』（74-77）である。各種学校研究会の活動歴は別項の「研究会動向」を参照してもらいたい。三つ目の課題は、学校所蔵史料の活用であ

る。土方は常々、『東京都教育史』や『東京の近代小学校』では小学校所蔵史料の調査ができなかったと嘆いており、そのことは『東京の近代小学校』の「あとがき」でも触れられている。その課題のもとに行われたのが科研費研究（72）であり、その成果の一部が「明治前・中期東京市街地における小学校の就学動態—親の職業とのかかわりで—」（71）として公表されている。

### 3) 子ども・学校・社会の歴史

以上、近年における都市教育史研究の業績を紹介してきた。土方は主著『近代日本の学校と地域社会』の影響から、一般的には農村教育史家とのイメージが強いかもしれない。しかし、キャリアのスタートが大正新教育であったことを考えれば、農村を経由して再び都市へ戻ってきたという見方も出来よう。研究業績にもあらわれた、農村と都市をめぐる往還的な視点は、農村／都市の「比較」にとどまらない相互関係・重層構造を解明する基盤ともなる。その課題意識は、『近代日本の学校と地域社会』終章で以下の通り示されている。「近代日本教育史研究では、法制度重視を反映して、教育制度の全国画一性が強調されており、都市教育史、農村教育史と分けて相互関係を問題とすることは全くといっていいほど行われていない」（45：238頁）。そして、論文「中等学校の設置と地方都市」（69）では、中等学校が都市から農村へと拡大する過程を示し、中等学校が「進路切り換えの転轍機」として都市と農村を媒介したことを示唆している。大門正克は、農村と都市の関係を「大都市—地方都市—町一村」という重層的編成として提示した上で、土方が『近代日本の学校と地域社会』で論じた学校圏の形成（45：237頁）を都市の「拠点性」<sup>11)</sup>の文化面として位置づけ、農村と地方都市を結ぶ地域圏の形成に重要な意味をもったと述べている<sup>12)</sup>。

このように、教育における農村と都市の関連を構造化する契機となったのが、本章第1節の引用にある、農村から都市に出て行く青年の存在であった。そこには、人々の生活やライフサイクルに学校システムがどのように機能し影響を与えたかという視点がある。土方の方法論では、農村・都市いずれにおいても、行政文書や統計といった公的な実務的史料が多用される。しかし、「土方の研究は、公的文書史料であっても、その分析を徹底して行えば子どもの

実態に迫ることができる、ということを示した貴重な成果であった」と片桐芳雄が評しているように<sup>13)</sup>、土方の描く歴史像から見えてくるのは、地域社会に生きる子どもの生々しい姿である。初発の関心は「日本人が形成される過程」であり、修士論文のテーマは大正新教育の教育実践であった(58:175頁)ことを考えれば、土方が描く対象が制度ではなく、あくまで子どもや学校の実態であるのは、ごく自然のことといえる。

「事実即した仮説の創出を目指す」という実証史学の方法論は丁寧で根気のいる作業が求められ、とくに子どもや学校などの「現場」の実態を描く上では、外堀を埋めるような忍耐力が必要となる。「全体の方法としては敢えて種類の異なる断片的な史料をもちいて全体像をつくることは避けている」(45:9頁)という一文が示すように、土方の方法論には、実証研究における禁欲的な態度が貫かれているといえる。その一方で、院生は研究指導の折、研究が現代的問題関心から離れ、「研究のための研究」として自己目的化しないよう度々注意を促された。先に紹介した「日本における近代小学校」では、現在の教育問題と小学校観の関連が指摘されている。「いじめ、登校拒否という病理現象が出現している」要因の一つとして、「子どもを単一の基準で評価し、しかもそこから逃れられないかのような強制力が感じられる」単一的な小学校観が、歴史的に構築されてきたことを挙げる(59:126頁)。ここには、教育史研究の課題を、現代の教育問題に結び付けて考える姿勢が表れている。

土方の構想する教育史は、都市と農村、制度と実態、近世-近代-現代といった、複合的な視覚から構成されている。制度・政策史、言説研究に偏重した従来の研究史に対して、実証史学の方法論で子ども・学校・社会の関係に迫る土方の教育史は、今後さらなる発展を遂げるであろうし、また多くの研究者に継承されるべきものであろう。

(小林正泰)

## 5. 史料の調査・収集・整理と研究方法論

ここでは土方の業績のうち、史料の調査・収集・整理・紹介・供用といった種類のものへの解題という目的を基本とし、それらの業績などの中で土方が得

た体験から研究方法論へ及ぼすこととする。事実としての研究方法そのものは、各個別研究を通して検討されるべきであるが、今回はそれを直接行うことはできない。

### 1) 国立教育研究所教育史料調査室と土方

#### i) 年譜

この分野の業績で大きな比重を占めるのは、土方が在職した、国立教育研究所教育史料調査室の事業との関わりで行ったものである。ここではまず、土方と教育史料調査室との関わりについて、簡単な年譜を示しておきたい<sup>14)</sup>。

- |              |   |
|--------------|---|
| 1973. 4      | 教育史料調査室設置 <sup>15)</sup> 。                                    |
| 1974. 1. 1   | 第一研究部主任研究官佐藤秀夫 第一研究部教育史料調査室長に昇任。<br>(『広報』37号 <sup>16)</sup> ) |
| 1974. 8 ~ 11 | 『日本近代教育百年史』が発行された。<br>(同書奥付)                                  |
| 1974. 9. 1   | 第一研究部教育史料調査室研究員として採用される。(『広報』39号)                             |
| 1977. 10     | 『臨時教育会議関係文書目録』刊行。   |
| 1979. 3      | 『資料 臨時教育会議』刊行。  |
| 1980年度       | 「戦後教育改革資料の調査研究」が国立教育研究所特別研究に。(『広報』55号)                        |
| 1982. 3      | 『戦前の教育諸雑誌における小学校教育関係記事の調査結果の一例』刊行。                            |
| 1983. 4. 1   | 主任研究官に昇任。(『広報』64号)  |
| 1983. 8. 21  | 「日本の戦後教育改革関係史料の調査研究」のためアメリカへ出張。84年5月20日まで。(『広報』65号)           |
| 1986. 4. 1   | 第一研究部教育史料調査室長佐藤秀夫 第一研究部長に。(教育史料調査室長事務取扱)。(『広報』72号)            |
| 1988. 11     | 『福岡敏矩文書目録』刊行。   |
| 1989. 5. 29  | 国立教育研究所の改組。第一研究部教育史料調査室は教育政策研究部教育政策史料調査室に。(『広報』82号)           |
| 同            | 教育政策研究部教育政策史料調査室長に昇任。(同)                                      |
| 同            | 第一研究部長佐藤秀夫 教育情報・資料センター長に配置換、免・教育史料調査室長事務取扱。(同)                |

1989. 8 『資料 文政審議会』刊行。
1990. 3 『文部省行政文書データベース』。
1991. 3. 31 教育情報・資料センター長佐藤秀夫停年により辞職。 (『広報』87号)
1995. 3 『文部省例規——『文部省日誌』と『文部省普通学務局例規類纂』の間——』刊行。
1995. 4. 1 東京大学教育学部教授に転出。(教育政策史料調査室併任) (『広報』96号) (併任は一年間継続した)
1996. 3 『文部省例規 続 ——『文部省普通学務局例規類纂』『文部省例規類纂』——』刊行。
1996. 4. 1 筑波大学助手貝塚茂樹 教育政策研究部教育政策史料調査室研究員に転入。(『広報』102号)
1996. 6 『都道府県庁所蔵文部省往復文書と『文部省例規類纂』——日本教育史研究方法論とも関連して——』刊行。
2000. 3 『仲新氏所蔵東京大学文学部教育学部／教育学部関係文書——教育学部創設文書を中心に——』刊行。
2001. 1 国立教育研究所改組。国立教育政策研究所と改称。教育政策史料調査室は組織上消滅した。(『広報』128号129号合併号)
2005. 3 『20世紀初頭東京市公立小学校の変容に関する研究——現代社会への転形との関わりで——』刊行。

## ii) 教育史料調査室の発足と土方

教育史料調査室は、『日本近代教育百年史』刊行という大事業の発展という意味を持って<sup>17)</sup>、当面、日本近代の教育関係公文書史料に力点をおきながら、「日本教育史に関する諸史料を広汎かつ系統的に収集整理して、広く教育研究に役立てる」<sup>18)</sup>ことを業務として発足した。このような事業に着手すること自体、学者出身の平塚益徳所長に象徴されるような、当時の国立教育研究所のアカデミックな雰囲気と、高度成長後、そして「近代教育百年」と言うような時代の環境において可能なものであることは、その後の教育史料調査室の運命を見ても理解できよう。そしてまた、斯学の研究者には周知のことであろうが、これは国立教育研究所教育史料調査室の事業である

とともに、研究者佐藤秀夫のライフワークでもあった。土方は、1974年9月、同室に「新進気鋭の研究員」<sup>19)</sup>として参加することになったが、当時は同室において「日本近代教育に関する史料の総合的系統的調査の将来計画を立案」<sup>20)</sup>していた時期であり、まさに事業の創始期でもあった。

## iii) 教育史料調査室での仕事と研究方法論

しかし土方にとって、「職階制」<sup>21)</sup>に基づく組織として行われる仕事と、研究者としての自分の本来の関心とは必ずしも重なるものではなかった。主要著作目録には記載していないが、国立教育研究所から転出する時期に『広報』に寄せた小文<sup>22)</sup>がある。ここでは冒頭で、自らの研究者個人としての関心と、職務としての研究とのずれについて以下のように述べる。

私は研究の出発点にあたる大学院生の頃、制度ではなく実態を明らかにする教育史研究をやりたいと考えていた。だが就職したのは国立教育研究所第一研究部教育史料調査室で、学制百年を記念した大事業『日本近代教育百年史』の編纂過程で集めた史料を土台に制度史関係に絞って収集、整理、提供を恒常的におこなう研究室であった。

そしてその上で、同室での職務が『近代日本の学校と地域社会』に与えた影響として、①事業として行われる史料調査の仕事量が膨大であるのに対し、研究室の人員の乏しさから実態は個人、という状態が長く続くと、「普通個人では余り考えないようなとてつもない仕事量を個人の仕事として考える習慣ができてしまうように思う。」②無限に近い文書を整理・目録化する必要から「パソコンとデータベースにめぐりあった」。という二点が述べられている。もちろん、日本近代教育史研究にとって政策を視野に入れることは不可欠であり、同書の中でも政策的事実や史料についての知見は発揮されているのだが、そのような内容面ではなく、あえて研究推進上の行動面についての「影響」を述べたものであると思われる。

また、自らの研究方法について、別の文献で、東松山の研究等を挙げて「歴史学の蓄積を学んで教育史研究に生かしたいと考えた」と述べる文脈で、以下のように述べている。

・・・だが私のいう実証研究はまず価値判断をもたずにその「場」の史料全体を、意味の分かるわからないに関わらず、取りあえず全部ひろう。どんな小さいな文書も含めてそれらは全て或る事実構造のなんらかの必然から生まれたと考えるのである。それらの点をつないで、歴史的事実の輪郭を構想し叙述していく。単調でさえある史料調査、整理、目録化こそが、実証的研究の創造性の根源なのである。／またこのような方法では、みるべき史料をすべてみた上でなければ事実の推定は始められないわけで、どれだけ見れば推論を開始してよいかを判断するために、史料の全体を見通す史料体系論が不可欠である。特に日本近代教育史の場合は地域史料や運動側史料だけ見ていたのではその意義を判断することができないから、官側史料を含んだ史料体系論が不可欠である。(58：178頁)

教育史研究者を中心とした読者向けに自らの方法の特徴を説明するという点から、歴史学との関連の方を強調する文脈の中で書かれていると思われるが、この見地が教育史料調査室の職務での経験とも大きく重なっていることは明らかだろう。

## 2) 個別業績について

『教育史料目録 2 臨時教育会議関係文書目録』1977.10 (7)、『資料 臨時教育会議』1979.3 (9) 臨時教育会議関係史料の整理は、教育史料調査室発足後最も初期に着手した事業の一つである<sup>23)</sup>。『目録』は、国立公文書館収蔵の臨時教育会議関係文書全12冊を調査、整理したものであって、内容は、「解題」「臨時教育会議の概要」「国立公文書館所蔵臨時教育会議関係文書目録」「索引」と、『臨時教育会議日誌』の翻刻からなる。目録作成には土方があたり、佐藤秀夫と研究補助員の市川美佐子が協力したとある。解題執筆も土方である。目録編集は1976年度中に終了し<sup>24)</sup>、「解題」は1977年6月に稿が成っている(7：43頁)。『教育史料目録 2』として国立教育研究所から発行された。

一方、『資料 臨時教育会議』は「臨時教育会議に関する重要史料であって、現在確認しえた限りのものを体系的に集成した」もの。全五集、五冊からなる。第一集の内容は「臨時教育会議についての解説、同会議の構成および活動の概要を示す史料類、答申および建議の原案類、同会議に提出された意見書お

よび配布資料、ならびに参考史料等をもって編成」されており、第二集以下は『臨時教育会議(総会)速記録』の写真版翻刻である。こちらの「解説」は佐藤秀夫執筆であり、『目録』所載の「解題」は採録されていない。この史料集の出版は、文部省大臣官房の「教育行政資料整備」事業として行われ、教育史料調査室がこの事業に協力するという形をとった<sup>25)</sup>。編集担当は佐藤秀夫と土方となっている。

## 「戦前の教育諸雑誌における小学校教育関係記事の調査結果の一例」1982.3 (13)

教育雑誌を用いた一連の研究の一つ。国立教育研究所の有本良彦と共著。収集した雑誌記事(明治30年代～大正期)の内容を紹介したもの。「I 本稿の内容」の執筆は有本と土方との共同担当。記事内容紹介は、「1 教科目の統合・整理を扱ったもの」「2 郷土に関する教育を扱ったもの」「3 教科目以外の諸活動を扱ったもの」の三項が立てられているが、うち3の部分の執筆を土方が担当している。この部分の内容は、「概観」を説明したのち、特に「父兄懇談会」について取り上げているが、その際単に「父兄懇談会」の記事の紹介にとどまらず、教師と父母との一般的関係という問題の中でその動向の意味をとらえようとしている。

## 『教育史料目録 3 福間敏矩文書目録』1988.11 (32)

元文部事務官の福間敏矩から国立教育研究所に寄贈された史料の目録。福間敏矩は、戦時期には「国民教育局師範教育課に所属、学徒動員本部第二部兼務として師範学校生徒の動員事務にあたり」、戦後は「大学学術局教職員養成課教員養成係長、免許係長」であった。また以後も学徒動員、学徒出陣関係の史料収集につとめていた。寄贈文書は文部省の指令、通牒類が中心。『目録』の内容は、「福間敏矩文書の概要」「福間敏矩文書目録」「通牒件名索引・年月日順」からなる。作成には土方があたり、佐藤秀夫の助言を得たとされている。『教育史料目録 3』として国立教育研究所から発行された。

## 『資料 文政審議会』1989.8 (34)

文政審議会関係史料の整理は、教育史料調査室発足当初の1974年度から開始され<sup>26)</sup>、目録の編集自体は1977年度には終了している<sup>27)</sup>。『文政審議会関係文

書目録』が『教育史料目録 3』として刊行される予定であったが<sup>28)</sup>、各図書館の目録を検索しても所蔵が見られず、また『教育史料目録 3』は上記『福岡敏矩文書目録』に宛てられているところを見ると、結局『目録』は刊行されなかったものと思われる。

『資料 文政審議会』は第一集～第五集と参考史料(上)(下)の計七冊からなる。第一集「総覧」は「文政審議会に関する解説」と「官制・委員構成・諮詢および答申の全文・議事経過一覧・答申の実施状況など同会議の構成と活動の概要を示す史料類等」をおさめている。第二集～第五集は、国立公文書館所蔵の、諮詢案件別総会、同特別委員会、および特別委員会小委員会の議事速記録全文を収めている。これら議事速記録の原本はペン書きによるもので、その活字翻刻である。編集刊行については「文部大臣官房政策課との密接な連絡のもとに、国立教育研究所内日本近代教育史料研究会に所属する・・・佐藤秀夫、・・・土方苑子、および国立教育研究所客員研究員・聖心女子大学名誉教授橋口菊がこれを担当した。」とある。明星大学出版部より発行された。

### 『教育史資料 2 文部省例規——『文部省日誌』と『文部省普通学務局例規類纂』の間——』1995. 3 (47)

文部省の府県等宛例規に関して、『文部省日誌』の整理は教育史料調査室発足直後の1974年度から行われており<sup>29)</sup>、また府県残存の諸例規類も含め、76年度から「系統的」調査に着手している<sup>30)</sup>。『文部省日誌』の目録は『教育史料目録 1 文部省日誌総目録』として1976年に刊行され、また佐藤秀夫編集で原本の翻刻が1981年に刊行されている。また、『文部省普通学務局例規類纂』と『文部省例規類纂』は1987年に写真版翻刻が出版されている。本書は、これら両者のカバーする時期の間の時期について、文部省が府県等との間に交わした往復文書のうち『官報』『大日本教育会雑誌』『法令全書』に掲載したものを収集し、また宮崎県立図書館所蔵『三学校令諸学校通則 質疑回答』も加え、その解題、目録と、本文の活字翻刻、索引を収めたものである。膨大な往復文書の整理については、既にデータベース(『戦前期文部省行政文書データベース』(37))を用いて整理を行っており、その中の一部分をここに採録するという作成方法をとっている。作成は、教育政策史料調査室長であった土方が担当し、「戦前期文部省行政文書データベース作成委員会」のメンバーである、北海道教育大学

岩見沢校の新田和幸、国立教育研究所の、堀口秀嗣と沼野太郎が参加、協力したとされている。『教育史資料 2』として国立教育研究所から発行された。

### 『教育史資料 3 文部省例規 続——『文部省普通学務局例規類纂』『文部省例規類纂』——』1996. 3 (54)

『文部省普通学務局例規類纂』『文部省例規類纂』の所収文書の目録と、解題、索引、またキーワードの一覧を作成して収録したもの。二分冊。文書の発信年は、明治22年から昭和20年までにわたっている。これも、上記データベースの一部分を印刷するという作成方法をとっている。作成は土方が担当し、上記「データベース作成委員会」の、新田和幸、堀口秀嗣、国立教育研究所塚原修一、が協力したとなっている。

教育史料調査室では、1978年度から「戦後教育改革資料<sup>(ママ)</sup>の調査研究」の計画、準備を進め<sup>31)</sup>、1980年度から国立教育研究所の特別研究に採用された<sup>32)</sup>。その後次第に同室の事業はそちらに重点を移してゆくが、一方で戦前期史料についても継続的に事業を行っていた。これについて、1990年頃から土方を主導に史料のデータベース化という形態の事業が始められるようになった。従来、目録作成と刊行、翻刻刊行という形態に加えて、教育(政策)史料調査室の事業に次第に新しい方向が打ち出されつつあったと見ることができよう。

このデータベースと、『文部省例規類纂』等についてのまとめは、東京大学着任後「都道府県庁所蔵文部省往復文書と『文部省例規類纂』」(55)として、本『紀要』に書かれている。尚既述の通り、『文部省例規類纂』等については、東京大学着任直後1995年度から二年間演習でとりあげ、その成果の論集が『文部省例規類纂の研究』として1997年8月に発行されている。

### 「仲新氏所蔵東京大学文学部教育学科／教育学部関係文書——教育学部創設文書を中心に——」2000. 3 (63)

標題文書についての解題、目録と、うち東京大学教育学部創設関係文書の一部の活字翻刻。記事全体は土方と仲文書調査会(辻直人、鶴殿篤、水崎富美、小川智端恵、谷脇由季子、吉長真子、瀬川大、小林正泰、吉田昌弘)の連名である。目録の文責は土方、

解題と史料翻刻の文責は辻直人である。

『20世紀初頭東京市公立小学校の変容に関する研究——現代社会への転形との関わりで——』2005. 3 (72)

東京大学大学院在任中に受けた科学研究費の研究報告書。東京都旧十五区内の小学校の史料調査を行い、その成果による、史料目録、解題と論文等を収載している。

小学校の史料調査は、学校の統廃合の動きが広がっていた状況において、史料の保存に危機意識を抱いたという理由もあったと聞かすが、また一方で、執筆に加わった『東京都教育史』の作成段階で、主として予算の制約から、史料の調査が許されなかったという体験に端を発しているとも聞き及んでいる。鈴木都政下での「箱物行政」後の「財政難」の影響がここに及んでいると見ることもできよう。

・・・この方法の特色は、理論的考察が中心となる前に、断片をふくむ多数の史料を集め、読み、整理するという長い繰り返しの時間が必要なことである。東松山市史では資料編刊行までに一〇年かかっているし、後に参加した五加村研究でも七割ぐらいの期間は理論ではなく史料整理が中心であった。市史編纂ではこの方法に基づいて市の予算が生まれ、係員が配置され、この方法を共通認識として行動が組みまれる。社会的にも公認され制度化された方法なのである。そして人によってはムダにさえみえるこの史料収集整理の時間が、実は実証研究の核心なのである。(58：175-176頁)

このような経験と方法論を持つ土方にとって、学校史料の調査・収集・整理の必要性とその研究上の可能性は強く意識される場所であっただろう。

(吉田昌弘)

## おわりに

以上見るように、土方は、比較的初期の青根村や「自由民権運動と教育」研究等から始まり、教育史料調査室、大石嘉一郎を中心とする東松山市史・五加村研究会、教育雑誌調査など、国、府県庁、群役所、村役場、学校、私家文書、在方文書、雑誌等、通常

望んでも得られない幅広く大量の史料体験を、かつ系統的な史料論に裏付けられながら、その研究遍歴の中で持つことになった。

「在学当時東京大学教育学部がもっていた実践的な学問を築こうという雰囲気の影響を強く受けておりながら、どうすれば学問となるか明確な方法をもたないままに研究生活に入った」(45：278頁)と本人は述懐している。すなわち、当初から「方法」を求める問いをもちながら、これら大量の史料の調査・収集・整理という作業を行い、それを自らの歴史的对象構築につなげてゆくという関心と体験を持ち、その体験を反省することを通して方法論を自覚したものと思われる。そして同時に、そのようなプロセスを想定することが土方の教育の型にもなっていたのではないだろうか。

私の教育史研究への出発(大学院進学)は、教育史という学問に魅力を感じてというより、自分を含む日本人形成について歴史的に考えるために教育学部へ進学したことへの延長であった。他方教育実習をきっかけに中学校などで教えることに大変魅力を感じ、修士課程でも職業として教員の道が選択肢に生き続けた。大学院在学の間講師として中学校、高校で授業を続け、また博士課程では学校教育学科で授業研究に参加するほど実際の教育に興味を感じていた。教育史学というすでにあった学問世界で何かをしたいというより、認識の手段として研究を考えるという姿勢が強かった。(45：275頁)

上記いくつかのレベルを含んだ自らの初発の関心を、さまざまな機会、とりわけ共同研究や史料の調査・収集・整理の機会を得て、体験の中で固め、かつ発展させてきたものと思われる。

(吉田昌弘)

## 註

- 1)本解題では、土方の著作からの引用について、括弧にて(「土方苑子教授主要著作目録」の著作番号：頁)という形式で示した。
- 2)「ゼミ動向 土方ゼミ」『東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室<研究室紀要>』第22号、1996。
- 3)「ゼミ動向 土方ゼミ」『東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室<研究室紀要>』第25号、1999。

- 4)『昭和44年度 修士学位論文梗概』東京大学大学院教育学研究科、1970、16-17頁。
- 5)「本研究にとって東松山市域の研究は先行研究として意味を持っている」(38:14頁)。
- 6)土方自身、大石からは分野を限定せずすべての史料を見るという方法を学び、佐藤秀夫から長いスパンで考えることの影響を受けたという。
- 7)大門正克『民衆の教育経験—農村と都市の子ども』青木書店、2000、234頁(傍点は原文)。なお、同書について土方が書評している(『土地制度史学』第44巻1号、2001)。
- 8)前掲の土方による書評では、大門が「近代史研究の先端を担う研究者」と述べられる。
- 9)土方も参加していた都市構造史研究会の研究成果である、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究』(日本経済評論社、2003)では、水戸市は「標準的地方都市」として位置づけられている。
- 10)こうした捉え方は同書の英題、*Public/Private/Charity Schools in Modern Tokyo: The Formation of Primary Schools for the "Nation-State"*に端的に表現されている。また、その着想を得るきっかけのひとつとして、中川清『日本の都市下層』(勤草書房、1985)を挙げている(68:225頁)。
- 11)「拠点性」とは、都市的機能の集積によって付与される、都市の中心性と定義されている。この「拠点性」には、政治拠点、軍事拠点、港湾拠点、文化拠点の四種類が設定され、文化拠点の指標として教育施設が想定されている(大石・金澤編、前掲書、25,35頁)。
- 12)大門正克「農村社会と都市社会」、石井寛治他編『日本経済史2 産業革命期』東京大学出版会、2000、327-328頁。
- 13)片桐芳雄『『子ども不在の教育史』考』、藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報8 子ども問題』世織書房、2001、266頁。
- 14)年譜中( )内は典拠を示す。また下線部はここで扱う著作の刊行を示す。
- 15)『国立教育研究所の30年』、1979。
- 16)『国立教育研究所広報』第34号、1973。以下同誌については『広報』の後号数を示す。
- 17)『広報』34号。
- 18)『広報』37号。
- 19)『広報』40号。
- 20)『広報』40号。
- 21)佐藤秀夫、寺崎昌男、橋口菊「座談会 国研における教育史の研究」『広報』79号、1991。
- 22)土方苑子「村の子ども五千人調査を支えたもの」『広報』96号、1995。
- 23)「昭和49年度研究事業報告」『広報』40号。
- 24)「51年度研究事業報告」『広報』46号。
- 25)『広報』49号、52号。
- 26)『広報』40号。
- 27)『広報』49号。
- 28)『広報』49号、50号。
- 29)『広報』40号。
- 30)『広報』46号。
- 31)『広報』52号。
- 32)『広報』52号、55号。